

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当)に
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◆ 告 示
 - 字の区域の変更(三件) (地方課)
 - 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
 - 土地改良区の役員の退任(農村整備課)
 - 県営土地改良事業計画の変更(〃)
 - 土地改良法による換地計画の決定(〃)
 - 土地改良事業の認可申請の適否の決定(八件) (〃)
 - 土地改良事業の認可(二件) (〃)
 - 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件) (〃)
 - 土地改良法による換地処分(三件) (〃)
 - 入会林野整備計画の認可(林務課)
 - 保安林の指定の解除(造林課)
 - 保安林の指定の解除予定(〃)
 - 土地収用法による事業の認定(管理課)

告 示

鳥取県告示第五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六において準用する同法第五十四条第四項の規定による矢下地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十三年八月一日現在の地番による。)
大字矢下字尾上 前	大字矢下字尾上前のうち四九三の一の一部、四九三の二の一部、四九四の一の一部、四九五、四九六、四九七の一部、四九八の三の一部、四九九の一部及びこれらと一体をなす 国有地以外の区域
大字古長字東河 原	大字古長字東河原のうち五一の一の一部、五二の一の一部、五二の二の一部及びこれらと一体をなす 国有地以外の区域
	大字古長字源代四〇の一部 大字矢下字尾上前四九三の一の一部、四九三の二の一部、

<p>大字古長字源代</p>	<p>四九四の一の一部、四九五、四九六、四九七の一部、四九八の三の一部、四九九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字古長字下瀧根</p>	<p>大字古長字下瀧根の全域 大字古長字上瀧根九の一部、一〇の一部、一一の一部、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字古長字源代二五の一の一部、二六の一の一部、二七の一の一部、三八の一の一部、三九の一の一部、四〇、四一の一の一部、四二の一の一部、四三の一の一部、四四の一の一部、四五から五〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外区域 大字古長字東河原五一の一部、五二の一部、五二の一の一部</p>
<p>大字古長字上瀧根</p>	<p>大字古長字上瀧根のうち九の一部、一〇の一部、一一の一部、一九の一部、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外区域 大字古長字源代二三の一の一部、二三の三、二四の一、二五の一の一部</p>

鳥取県告示第五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

<p>に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による勝負谷地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>平成元年一月二十四日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>区域を変更する字の名称</p> <p>同上の区域（昭和六十三年十月二十五日現在の地番による。）</p>	<p>大字羽衣石字大和ノ三</p> <p>大字羽衣石字大和ノ三のうち八五五の五から八五五の九まで及びこれらと一体をなす国有地以外区域</p>	<p>大字羽衣石字勝負谷</p> <p>大字羽衣石字大和ノ三八五五の五から八五五の九まで及びこれらと一体をなす国有地 大字羽衣石字勝負谷の全域</p>
---	--	--	--

鳥取県告示第五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による福居

地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十三年五月九日現在の地番による。）
船越字砂子	船越字砂子のうち二七五の二以外の区域
福居字莊田	福居字莊田の全域 福居字三崎谷八三の一、八三の二と一体をなす国有地の一部
福居字三崎谷	福居字三崎谷のうち八三の一、八三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
福居字砂子谷	福居字砂子谷のうち一二三の一、一二五の八、一二六、一二七、一二八の一、一二八の二 二七、一二八の一、一二八の二以外の区域 福居字砂子谷右平一三〇の一〇、一三一の三、一三二の七及びこれらと一体をなす国有地 船越字砂子二七五の二
平福居字砂子谷右	福居字砂子谷一二三の一、一二五の八、一二六、一二七、一二八の一、一二八の二 福居字砂子谷右平のうち一三〇の一〇、一三一の三、一三二の七、一三四の二から一三四の四までの一部、一三四の九及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一三四の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 福居字二部坂一三五の一部、一四〇の四及びこれらと一体をなす国有地の一部

福居字二部坂	福居字砂子谷右平一三四の二から一三四の四までの一部、一三四の九及びこれらと一体をなす国有地の一部 福居字二部坂のうち一三五の一部、一四〇の二の一部、一四〇の三、一四〇の四、一四〇の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福居字石ダロー一〇三二の二の一部、一〇三四の四の一部
福居字池ノ平	福居字池ノ平のうち一四八の一、一四九の一、一四九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
福居字若木ノ元	福居字若木ノ元のうち一五五、一五六の一、一五七の一の一部、一五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福居字谷口九六六、九六七と一体をなす国有地 福居字反り田九七三の一部、九七五の一部及び九七〇と一体をなす国有地の一部
福居字菜摘ケ市	福居字若木ノ元一五五、一五六の一及びこれらと一体をなす国有地 福居字菜摘ケ市の全域
福居字堂ノ前	福居字堂ノ前のうち一九三の二の一部、一九三の三の一部以外の区域
福居字土居ノ前	福居字堂ノ前一九三の二の一部、一九三の三の一部 福居字土居ノ前のうち二二〇、二二一の一と一体をなす国有地

有地の一部以外の区域	福居字堂ノ谷尻 の二、二五三の二以外の区域	福居字佛谷尻	福居字佛谷尻のうち二六九の一部、二七一の一の一部、二七四の二、二七七の二、二七八の二、二七九の二、二八四の二、二八六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福居字大田三〇四の三 福居字大田ノ空三一七の三 福居字佛谷三四一の一部、三四二、三四三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	福居字宮ノ前	福居字大田	福居字大田ノ空	福居字佛谷		
	福居字堂ノ谷尻のうち二四三の三、二五一の二、二五二の二、二五三の二以外の区域	福居字佛谷尻のうち二六九の一部、二七一の一の一部、二七四の二、二七七の二、二七八の二、二七九の二、二八四の二、二八六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	福居字宮ノ前 福居字堂ノ谷尻二四三の三、二五一の二、二五二の二、二五三の二 福居字佛谷尻二七四の二、二七七の二、二七八の二、二七九の二、二八四の二、二八六の二及びこれらと一体をなす国有地 福居字宮ノ前の全域	福居字大田のうち三〇四の三以外の区域	福居字大田ノ空のうち三一七の二、三一七の三、三一八の二、三一八の三から三一九の六まで、三二九の二、三二九の三、三二九の三以外の区域	福居字佛谷尻二六九の一部、二七一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 福居字大田ノ空三一七の二、三一八の二、三一八の三から三一九の六まで、三二九の二、三二九の三	福居字佛谷のうち三四一の一部、三四二、三四三の一の一		
部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	福居字佛谷奥三六一、三六二の五から三六二の一〇まで、三六三の二から三六三の四まで、三六四の二、三六四の三、三六七の二及びこれらと一体をなす国有地	福居字佛谷奥	福居字佛谷奥のうち三六一、三六二の五から三六二の一〇まで、三六三の二から三六三の四まで三六四の二、三六四の三、三六七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	福居字鉦原ノ空	福居字桑木田	福居字栃ノ木	福居字八子峠尻	福居字穴ヶ峠	福居字信ヶ市
福居字鉦原ノ空のうち三七三の二以外の区域	福居字佛谷奥のうち三六一、三六二の五から三六二の一〇まで、三六三の二から三六三の四まで三六四の二、三六四の三、三六七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	福居字佛谷奥のうち三六一、三六二の五から三六二の一〇まで、三六三の二から三六三の四まで三六四の二、三六四の三、三六七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	福居字佛谷奥のうち三六一、三六二の五から三六二の一〇まで、三六三の二から三六三の四まで三六四の二、三六四の三、三六七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	福居字鉦原ノ空のうち三七三の二以外の区域	福居字桑木田ノ空三七三の二 福居字桑木田のうち三八三の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 福居字栃ノ木四一二の二、四一二の四及びこれらと一体をなす国有地	福居字桑木田三八三の二の一部及びこれと一体をなす国有地 福居字栃ノ木のうち四一二の二、四一二の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	福居字八子峠尻のうち四七九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 福居字穴ヶ峠五一四の一部、五一六の一の一部	福居字穴ヶ峠 福居字八子峠尻四七九の一部及びこれと一体をなす国有地 福居字穴ヶ峠のうち五一四の一部、五一六の一の一部以外の区域	福居字信ヶ市の全域 福居字原田六三九の二、六四一の七、六四四の一部、六四

<p>福居字前田</p>	<p>福居字半田</p>	<p>福居字御崎谷奥</p>	<p>福居字フロノ奥</p>	<p>福居字大ザル</p>	<p>福居字樋ヶ谷</p>	<p>福居字原田</p>	
<p>福居字前田のうち八三六の一部、八三七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>福居字御崎谷奥七〇七の二、七〇八の二 福居字半田のうち七二四の一の一部以外の区域 福居字ヒワ田一四三九の三 福居字七ヶ市一四八一の二、一四八三の二</p>	<p>福居字御崎谷奥のうち七〇七の二、七〇八の二以外の区域</p>	<p>福居字フロノ奥のうち七〇〇の一部、七〇一の二の一部、七〇一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福居字半田七二四の一の一部</p>	<p>福居字大ザルのうち六八四の二以外の区域</p>	<p>福居字原田六三二の一部、六三三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 福居字樋ヶ谷の全域</p>	<p>福居字原田のうち六三二の一部、六三三の一部、六三九の二、六四一の七、六四四の一部、六四五の一の一部、六四六の一の一部、六四七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 福居字大ザル六八四の二 福居字フロノ奥七〇〇の一部、七〇一の二の一部、七〇一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>五の一の一部、六四六の一の一部、六四七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福居字屋敷上へ</p>	<p>福居字宮ノ谷</p>	<p>福居字反り田</p>	<p>福居字谷口</p>	<p>福居字屋敷</p>	<p>福居字家ノ奥</p>		
<p>福居字屋敷上へのうち一〇一五の三以外の区域</p>	<p>福居字宮ノ谷のうち九九三の二、九九四から九九六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>福居字池ノ平一四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 福居字若木ノ元一五七の一の一部、一五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 福居字反り田のうち九七三の一部、九七五の一部、九八一の一部、九八二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九七〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 福居字宮ノ谷九九三の二、九九四から九九六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 福居字上ミ宮ノ前一〇二〇の一部、一〇二一、一〇二二の一の一部、一〇二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>福居字谷口のうち九六六、九六七と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>福居字屋敷のうち九〇三、九〇四、九一〇、九一一、九一三、九一五、九一六、九一八、九一九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>福居字前田八三六の一部、八三七の一部及びこれらと一体をなす国有地 福居字家ノ奥の全域 福居字屋敷九〇三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>福居字屋敷九〇三、九〇四、九一〇、九一一、九一三、九一五、九一六、九一八、九一九と一体をなす国有地の一部</p>	

<p>福居字上ミ宮ノ前</p>	<p>福居字池ノ平一四八の一、一四九の一、一四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 福居字反り田九七五の一部、九八一の一部、九八二の一部及びこれらと一体をなす国有地 福居字宮ノ谷九九四と一体をなす国有地の一部 福居字屋敷上へ一〇一五の三 福居字上ミ宮ノ前のうち一〇二〇の一部、一〇二二、一〇二二の一の一部、一〇二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>福居字石グロ</p>	<p>福居字砂子谷右平一三四の五と一体をなす国有地の一部 福居字二部坂一四〇の二の一部、一四〇の三、一四〇の八及びこれらと一体をなす国有地の一部 福居字石グロのうち一〇三二の二の一部、一〇三四の四の一部、一〇三三の一部、一〇三八の一の一部、一〇三八の二、一〇三八の三の一部、一〇三八の四の一部、一〇三八の五、一〇三九の一、一〇三九の二、一〇四〇の四、一〇四〇の五、一〇四一の一、一〇四一の三、一〇四三の一部、一〇四四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福居字上畦高一四七と一体をなす国有地の一部 福居字向田一一六六の二、一一六九の三</p>
<p>福居字畦高谷</p>	<p>福居字畦高谷の全域 福居字上畦高一四九の一の一部、一一五七の一の一部、一一五七の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 福居字七百田一三二七の三から一三二七の五まで</p>
<p>福居字上畦高</p>	<p>福居字上畦高のうち一一四九の一の一部、一一五七の一の一部、一一五七の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一四七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>福居字七百田</p>	<p>福居字七百田一三二七の一の一部</p>
<p>福居字向田</p>	<p>福居字向田のうち一一六六の二、一一六九の三以外の区域</p>
<p>福居字七百田</p>	<p>福居字七百田のうち一三二七の一の一部、一三二七の三から一三二七の五まで以外の区域</p>
<p>福居字峠口</p>	<p>福居字峠口のうち一三九五の一部、一三九六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 福居字塔田一六二二の二の一部</p>
<p>福居字奥前田</p>	<p>福居字奥前田の全域 福居字ヒワ田一四三九の一の一部、一四四〇の一部</p>
<p>福居字ヒワ田</p>	<p>福居字ヒワ田のうち一四三九の一の一部、一四三九の三、一四四〇の一部以外の区域</p>
<p>福居字七ケ市</p>	<p>福居字七ケ市のうち一四八一の二、一四八三の二以外の区域</p>
<p>福居字七ケ地</p>	<p>福居字七ケ地のうち一四七一の二、一四七二の二以外の区域</p>
<p>福居字後ケ谷</p>	<p>福居字七ケ地一四七二の二、一四七二の二 福居字後ケ谷の全域 福居字宮ノ口一五〇九の三</p>
<p>福居字宮ノ口</p>	<p>福居字宮ノ口のうち一五〇九の三以外の区域 福居字釜谷一五八五の三及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>福居字釜谷</p>	<p>福居字峠口一三九五の一部、一三九六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

福居字釜谷のうち一五八五の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域
福居字塔田一六二一の二の一節
福居字塔田のうち一六二一の二以外の区域

鳥取県告示第五十五号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

指定番号	種 別	題 号		発行記号等	表示された発行所名
		題	号		
3238	雑誌その他 の刊行物	唐姿陶酔 果肉の舞踏会	K A - T A	Do 企画	
3239	"	ちよとア 女ともだち	K A - T C	リス出版	
3240	"	BANANA PRESS	B P - 2 - J	リス出版	
3241	"	埋み火	K A - T 1	角コスモデザイン	
3242	"	少女白書 少女白書愛染取穴	S H - 3 - J	角コスモデザイン	

3243	"	松田美奈子桜姿カタログ メヌエット	K A - T 2	角コスモデザイン
3244	"	灼熱愛 200%熱愛写真恋かずら	K A - T B	Do 企画
3245	"	ナイト・エソジュール	N A - g - J	Do 企画
3246	"	はないちもんめ いれてっ!!	J M - T J	Do 企画
3247	"	MESSAGE	M E - g - J	Do 企画
3248	"	Milkey	M K - 2 - J	Do 企画
3249	"	D I C K 8月号	雑誌 1 6 5 1 5 - 8	株式会社大洋書房
3250	"	フスカット Note 8月号	雑誌 0 8 3 4 5 - 8	株式会社大洋書房
3251	"	漫画ストロング 美少女マガジン覗き盗撮写真館	雑誌 F 0 8 6 4 - 9 / 3 0	株式会社笠倉出版
3252	"	ホレソジ通信 10月号	雑誌 コ 2 1 F 0 2 1 8 9 - 1 0	株式会社東京三世
3253	"	Cosmos 通信 11月号	雑誌 1 3 9 6 3 - 1 1	考友社出版株式会社
3254	"	シネマロード 11月号	雑誌 0 4 3 5 5 - 1 1	株式会社サン出版
3255	"	テラベっぴん 2月号	雑誌 1 6 4 9 5 - 0 2	株式会社英知出版
3256	"	ルンソルRUNRUN写真 2月号	雑誌 コ 1 2 8 P 1 2 8 7 1	三共図書出版社
3257	"	アップル通信 2月号	雑誌 0 1 5 5 9 - 2	三和出版株式会社
3258	"	VIDEO PRESS 2月号	雑誌 1 7 6 0 5 - 2	株式会社大垂出版

3259	〃	フスカット Note 2月号	雑誌 0834 5—2	株式会社大洋書房
3260	〃	ビデオ フラッシュ 2月号	雑誌コー 133 79—2	株式会社浪速書房
3261	〃	ホトメクラフ 2月号	雑誌コー 1022 93—2	株式会社白夜書房
3262	〃	ザ・ベスト MAGAZINE 2月号	雑誌コー 140 03—2	Kベストセラー
3263	〃	MADONNA HOUSE 2月号	雑誌 0835 7—2	若生出版株式会社

鳥取県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 河本 三 男 倉吉市下古川一六八

昭和六十四年一月二日退任

鳥取県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の

規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業上北条地区暗きよ排水、農業用排水及び農道整備を一体としたもの）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び北条町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る名和地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定によ

り告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五十九号

溝口町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業溝口（富江）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十号

淀江町が行う土地改良事業（新農業構造改善事業中西尾地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十一号

河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）谷長瀬地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十二号

国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）三代寺地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十三号

国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）清水地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十四号

国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）国分寺地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十五号

青谷町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）露谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定した

ので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十六号

日野町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業下菅地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下榎（漆原）地区区画整理）を平成元年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事機（農林地一体開発整備パイロット事業神戸上地区農用地造成と農道整備を一体としたもの）を平成元年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十九号

溝口町が行う土地改良事業に係る船越地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十号

日野町が行う土地改良事業に係る金持地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年一月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業に係る矢下地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東郷町が行う地改良事業に係る勝負谷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る福居地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十四号

西伯郡西伯町大字福頼一四〇―一福頼入会林野整備組合組合長荊尾利之から申請のあった福頼入会林野整備計画については入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、平成元年一月十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三の四二三・七八三の八八五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七八三の一三七三、七八三の一三七四

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町上菅字人向山八八九の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

米子市福生体育館建設事業及び附帯工事

三 起業地

1 収用の部分 米子市上福原字東北濱地内

2 使用の部分 なし
四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
米子市役所

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む)】